

杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について

1. 調査の目的

区はこれまで国における「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられている成育環境の整備や教育の支援、生活の支援、親の就労支援及び経済的な支援等を、「子どもの貧困対策に資する主な取組」として、各分野において子どもの貧困対策を実施してきたところである。これまでの取組の成果や現在の子どもたちの実態を把握することを目的に調査を実施する。

2. 調査概要

(1) 調査対象・件数

杉並区在住の下記①～④の区民を対象とする。調査区域は杉並区全域とする。人数は、年齢ごとに 500 人ずつとし、子ども 4,500 人・保護者 9,500 人の計 14,000 件とする。

- ① 0 歳～18 歳の子どもの保護者
- ② 小学校 4 年生～6 年生の子ども
- ③ 中学校 1 年生～3 年生の子ども
- ④ 高校生等

(2) 調査手法

- ・令和 5 年 7 月 1 日時点での住民基本台帳からの無作為抽出とする。
(参考) 杉並区 0～18 歳人口：75,300 人
未就学児 28,500 人、小学生 24,300 人 (低学年 12,300 人、高学年 12,000 人)
中学生 11,500 人、高校生年齢 11,000 人
- ・小学 3 年生までの保護者のみを調査対象とする世帯は原則 WEB 回答とし、それ以外は郵送回答とする。
- ・保護者および子どもへの調査を実施する世帯については、回答についてマッチングを行う。

(3) 調査項目

他自治体（東京都・中野区・世田谷区等）調査（※）と比較可能な内容に加え、杉並区独自の項目として子どもの権利に関する項目（3～5 個）を設定する。（裏面参照）

※東京都「子供の生活実態調査」(H29.3)、世田谷区「子どもの生活実態調査」(H31.3.)、中野区「子どもと子育て家庭の実態調査」(R2.1)

3. スケジュール（予定）

R5年	7月下旬～8月上旬	対象世帯へ調査票を郵送
	9月上旬	調査票提出締め切り
	10月	速報値納品
	12月	こども大綱発出・調査結果報告納品
R6年	1月頃	庁内会議にて報告・区の実施の検討

○杉並区独自調査項目の一例（小学生用）

ルビ、注釈については、ここでは省略して記載しています。

子どもの権利について、おうかがいします。

問 子どもの権利条約（※1）では、子どもの権利として、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命・生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」という特に大切にされている4つの原則（※2）がありますが、あなたの普段の生活の中でこれらは守られていると思いますか。（ひとつに○）

- 1 守られている 2 だいたい守られている（3つくらい）
3 ほとんど守られていない（1~2くらい） 4 守られていない

問 4つの原則のうち、あなたが普段、守られていないと感じるものはなんですか。（いくつでも○）

- 1 差別の禁止 2 子どもの最善の利益 3 生命・生存及び発達に対する権利
4 子どもの意見の尊重 5 守られていないものはない

問 家庭や学校、地域であなたの意見が活かされていると思いますか。（ひとつに○）

- 1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない
4 そう思わない

問 あなたが自分の意見をもっと聞いてほしいと思うのは、どんな時ですか。（自由記述）

問 杉並区にあつたらいいな、こうなつたらいいな、とあなたが思っていることがあればなんでもいいので、書いてください。（自由記述）